

「第3次報告書」に関する意見の概要と本組合の見解について

No	意見の概要	本組合の見解
1	<p>報告書の「2、施設の基本仕様について」の(5)処理方式では、詳細な比較検討の対象となる処理方式として、ストーカ方式、シャフト式ガス化溶融方式及び流動床式ガス化溶融方式が適当であると結論付けられています。そのうちのストーカ方式は、鳥取県東部圏域で稼働中の4施設すべてで採用されている方式であり、新旧の施設でなされた処理方式の選択のすべてがストーカ方式で一致していることから、ストーカ方式は時間の経過の上からも信頼性の高い技術であると言えます。</p> <p>併せて、現在、稼働している4つのごみ処理施設は15年から20年に及ぶ実績を積み重ねて来ています。鳥取県東部広域行政管理組合では、それに関わった職員にストーカ方式の特性や技術的知見等の運転に関するノウハウが蓄積されているはずで、そのことが安全と安心を確保するための大きな支えとなっていると考えられます。</p> <p>シャフト式ガス化溶融方式や流動床式ガス化溶融方式も信頼性が確立された設備だとは思いますが、これらの方式を採用すると、関係する職員は新しい技術と機械操作に習熟するところから出発することになります。日々の稼働や訓練によって機械操作や臨機の措置等に関する習熟度が高まるまでは、現在よりもヒューマンエラー(人為的過誤や失敗)発生の危険が高まることは避けられません。</p> <p>以上のことから、私はストーカ方式を採用することが妥当と考えます。</p>	<p>現在検討中の2方式3種類(ストーカ方式とガス化溶融方式の2方式。ただし、ガス化溶融方式については、シャフト式ガス化溶融炉と流動床式ガス化溶融炉2種類ある。)については、全国的に見てもどの方式も採用され、適切に運転・管理されていることから問題ないものと考えており、今後、本組合の可燃物処理施設整備検討委員会で慎重に検討していきます。</p>
2	<p>ストーカ方式やシャフト式ガス化溶融方式、また、流動床式ガス化溶融方式では、それぞれ排出される焼却残渣が異なるが、どのように処理、または資源化されるのか。</p>	<p>本計画では、基本的に可燃ごみ処理後に発生する残渣は、再利用または埋立処分することとしています。</p> <p>ストーカ方式では焼却灰及び飛灰が排出されますが、これらは、埋立処分、セメント原料化としての再利用及び山元還元することとして検討を進める計画です。</p> <p>ガス化溶融方式の2種類(シャフト式ガス化溶融炉と流動床式ガス化溶融炉)ではメタル、スラグ、飛灰が排出されますが、これらは、埋立処分、路盤材原料やセメント原料等としての再利用及び山元還元することとして検討を進める計画です。</p>
3	<p>処理方式について、「ストーカ方式、シャフト式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式を調査し、その結果を処理方式等の選考評価に際しての参考として利用」とあるが、調査項目には、過去のトラブル内容、また、その防止策(対策事項)も含めた内容記述となっているのか。</p>	<p>調査項目については、多岐に渡り行います。ご指摘の点については考慮していきたいと考えています。</p>
4	<p>ごみ焼却施設(高効率発電施設)において、トラブルや事故等が発生していると聞いている。</p> <p>最近では、姫路市のごみ焼却施設(高効率発電施設)が試運転に爆発事故を起こしている。また、一定以上の熱効率を確保している専用の火力発電施設でさえも事故が起こっており、不安を感じる</p>	<p>ご指摘のあった姫路市の「ガス爆発」事故例は、施設稼働中及び施設の設備が原因ではなく、隣接の関連施設は埋立地に建設中であつたため、その地下(地中)に溜まっていたメタンガスが原因で発生したものです。焼却施設の運転に関連したものではありません。</p> <p>なお、現在、本組合が計画中の可燃物処理施設につきましては、地質調査、ボーリング調査等を実施した結果、地下にガスが溜まっている状況は確認されていません。</p>
5	<p>分別収集について、「分別形態は現状を基本とする。ただし、汚れたプラスチックごみについては、住民負担及び水環境への負荷軽減等から…」とあるが、どの程度の住民負担があり、水環境への負荷があるのか。</p> <p>分別形態を基本とするのであれば、汚れたプラスチックの取扱に関する文書は削除した方が分かりやすいのでは。</p>	<p>ごみの分別形態は現状を基本としており、プラスチックの分別収集を変更することは考えていません。</p> <p>現在、汚れたプラスチックごみについては、洗ってきれいにして排出していただくよう本組合の構成市町が住民皆様をお願いしています。</p> <p>しかしながら、構成市町に対し、住民の方々から、水洗いしてもきれいにならないプラスチックごみの出し方についての相談を受けている状況もあります。併せて、汚れたプラスチックゴミが多く含まれている場合は、収集されず取り残され、各ステーションの当番の人が持ち帰り、洗って出しておられる現状もあります。</p> <p>また、汚れのひどいプラスチックを洗うため、洗剤を使い、洗い流すためには多くの水を使います。このことで、排水先の河川の汚濁や下水道施設への負荷が大きくなるという意見も委員から出されました。</p> <p>このような現状を踏まえ、洗っても汚れの落ちないプラスチックごみについては可燃ごみとして排出し、焼却発電のエネルギーとして利用することが適当であるとの方針が出されたものです。</p>

		<p>次に、容器包装リサイクル協会の品質基準では、異物等（食品残渣等）が付着して汚れたプラスチック製容器包装が混入していないこととなっています。（食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ、土砂や雫が垂れている汚れた物が混入していないこと）</p> <p>併せて、運用指針では、「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。</p> <p>以上のような事象を総合的に考慮し、汚れたプラスチックの取り扱いについての検討結果とされたものです。</p> <p>また、現在プラスチックの選別梱包している施設は、市内の工業団地内にあり、汚れたプラスチックの搬入は、悪臭、害虫の発生、施設内の衛生、作業環境等の悪化につながることも考えられます。</p> <p>なお、本組合としては、水で洗っても落ちない著しく汚れたプラスチックごみの具体的な取り扱いについて、今後、構成市町と十分協議を重ねていきたいと考えています。</p>
6	<p>「ゴミを安定的に処理できる施設」ということは、搬入されるゴミを減らしてはならないということになります。各町が実施しているゴミ減量策で減量すれば、どこかから持ち込むか、分別したリサイクル品を可燃にするなど、環境への裏切りが起こることが懸念されます。</p>	<p>「ゴミを安定的に処理できる施設」とは、「災害時にも強く、また、排出されたごみを将来にわたって安全かつ安定的に処理する能力、機能が確保される施設とする。」ことです。したがって「搬入されるゴミを減らしてはならない」、「ごみが減ったらどこかから持ち込む」、「分別したリサイクル品を焼却する」ということではありません。</p> <p>なお、ごみの減量化につきましても、各市町で進められており、東部圏域の可燃物につきましては平成18年度より平成24年度の間で9,745 t（約22%）の減量化が進んでいますし、今後も各市町において減量化が進められると考えます。</p>
7	<p>処理方式ですが、環境影響評価では「各方式のもっとも影響が大きいもので評価して問題無かった」との事ですが、最も環境影響が少ない処理方式で行う方式のほうが良いのではないのでしょうか。ストーカ炉が一番、他地域でも使用されていますが、なぜ燃料を余計に使用し、より高温で処理するガス化熔融方式を検討されておられるのでしょうか。</p>	<p>環境影響評価は、現況の環境に対し可燃物処理施設を稼働することによってどの程度影響があるかを予測評価するものであるため、予測評価にあたっては、検討を行っている各方式の内、環境に対して最も影響が大きくなる方式で行ったものです。</p> <p>なお、環境への影響を検証するため、大気等定量的に数値が表せる内容につきましては、処理方式ごとに予測評価を実施しています。</p> <p>また、検討の対象となった2方式3種類の処理方式については、全国的に見てもどの方式も採用されており、適切に運転・管理されていることから問題ないものと考え、検討の対象としたものです。</p>
8	<p>わずか3週間に満たない短期間のパブリックコメントだけで方針を決定するようと思われる。こんな拙速やり方はとってもらいたくない。</p>	<p>このたびのパブリックコメントは、鳥取市の「市民政策コメント実施要綱」等を参考に20日間実施したものです。</p> <p>今後、住民皆様への説明・周知については、構成市町の担当課と連携を図って行いたいと考えています。</p>
9	<p>施設規模の前提となるごみ排出量は、平成24年度までの実績をもとにした将来推計であって、東部広域を構成する1市4町の積極的な減量計画に基づくものではないのではないか。ちなみに、日量30トン減の規模縮のうちの18トンは災害ごみの見直しであり、残り12トンは人口減少による推計となっている。</p>	<p>この第3次報告書における施設規模は、平成24年度までのごみの排出量をもとに、東部広域の構成市町が行っているごみの減量化対策やごみの将来推計、将来人口予測等を加味し、さらに災害ごみの適正な処理量等を勘案し、設定されているものであり、適切であると考えています。</p>
10	<p>事業系ごみを引き続き焼却対象としているが、報告書では収集する事業系ごみだけで焼却対象の33%をしめている。他都市では、事業系ごみは事業者の責任で処理してもらうという方針で臨んでいる自治体もある。事業系ごみが除かれるだけで施設規模が160トンにできる。組合で事業系ごみの対応を見直すべきだと思う。</p>	<p>事業系可燃ごみは、一般家庭から排出される可燃ごみと同じ一般廃棄物の扱いとなるもので、市町村において処理することが法律で義務づけられています。</p> <p>したがって、現在、鳥取市が管理している各焼却施設においても事業系可燃ごみは処理されており、新しい可燃物処理施設でも引き続き焼却対象としているものです。</p> <p>なお、事業系ごみの減量化対策については、各構成市町がそれぞれの実状に合わせて行っていますので、本組合も構成市町と連携を図り、減量化に協力していきたいと考えています。</p>
11	<p>汚れたプラスチックは可燃物とし、焼却発電エネルギーとして活用することが望ましいとあるが、これまでの分別の努力が無駄にならないか。</p>	<p>ごみの分別形態は現状を基本としており、プラスチックの分別収集を変更することは考えていません。これまで通りの分別にご協力をお願いします。</p> <p>なお、本組合としては、水で洗っても落ちない著しく汚れたプラスチックごみの具体的な取り扱いについて、今後、構成市町と十分協議を重ねていきたいと考えています。</p>

12	<p>270 t/日(90トン炉3基)の計画から240 t/日になったが、炉は120トン炉を2基と炉の規模は大きくなっている。国が推進している高効率ごみ発電の対象としては規模の大きい炉の方が、現在の技術では発電に適していることから、2炉にしたと考えられるが、炉が大きくなれば燃やすごみを減らすことが出来なくなるのではないか。</p>	<p>炉数につきましては、新たな施設規模、経済性、熱効率及び他都市の事例等を踏まえ総合的に検討し、2炉構成が望ましいとされたものです。</p> <p>なお、搬入された可燃ごみは、一旦、ごみピットに貯留されますが、ごみピットの容量は7～10日分程度を計画しており、一定量を焼却していきますので1日当りの焼却量が大きく変動することではなく、ごみ減量化に逆行するものではありません。</p>
13	<p>公設民営(建設・運営一括発注方式)が望ましいとしているが、一企業に任せるということは、行政の施策が反映できなくなる恐れがあり、不安がある。</p>	<p>事業実施にあたっては、公設公営方式、公設民営方式、PFI方式等があります。このたびの委員会において、この3方式について検討した結果、経済性及び競争性の確保等の観点から、公設民営方式(建設・運営一括発注)が望ましいと判断されたものです。</p> <p>なお、施設の建設及び所有権、施設の運営の最終責任は本組合が担いますので、今後、維持管理等運営に対する監視体制等について検討し、安全性や適切な管理運営を確保していきます。</p>
14	<p>ごみ焼却施設から排出される排ガスには有害物質は含まれていないのか。また、その有害物質が雨で地中や水中に溶け込まないのか。</p>	<p>新施設では、ごみを燃やして発生する排ガスに対し、最新の排ガス処理設備を設置して、法令で定める基準よりもさらに厳しい目標値を設定して周辺環境に影響を与えない施設となるよう計画しています。</p> <p>また、環境影響評価では、現在検討中の処理方式ごとに最も影響が大きい各条件を基に予測評価を行いました。その結果からも施設による大気質への影響は極めて小さいことを確認しています。</p> <p>なお、排ガスに含まれている極微量の物質が雨に溶け込んで地中に浸透していくことも考えられますが、極微量であるため自然界への影響はほとんど無いものと考えます。</p> <p>施設稼働後も環境の状況を把握するため、施設周辺の土壌及び地下水等の調査を定期的の実施し、その結果を住民の皆様に報告いたします。</p>
15	<p>他都市で災害等が発生した場合、その瓦礫等は受け入れるのか。また、福島や東北の瓦礫については受け入れるのか。</p>	<p>他都市で災害等が発生した際に新施設でのごみ処理の依頼があった場合は、必ず地元住民の皆さまに協議することとし、理解が得られた場合に受け入れが出来るものと考えます。</p> <p>なお、鳥取市が管理している各焼却施設では福島や東北の瓦礫は受け入れていません。</p>
16	<p>組合が考えている焼却熱を利用した発電の発想は、現在の消費電力を賄うためにはもっとももっとごみを増やして、さらには熱効率のよいプラスチック類を増やして発電量を上げることに繋がり、そのことにより、焼却炉の巨大化へつながると思います。</p>	<p>プラスチック類の分別を変更するものではないので、基本的に焼却対象物としてプラスチック類が増えることはありません。</p> <p>可燃物処理施設での発電につきましては、排出されたごみの持つエネルギーを効率的に有効利用するものですので、発電量を多くするために、ごみを増やしたりするものではありません。</p> <p>また、現在の計画している施設規模も270 t/日から240 t/日に縮小して計画しており、巨大化へ繋がるものではありません。</p>